

産業構造審議会 第13回知的財産分科会

各論4：経済のデジタル化・テレワーク化に対応する特許庁行政の在り方
～新型コロナウイルスの影響を踏まえて～

令和2年7月

特許庁



- 1 世界最高水準の審査速度・品質の実現に向けた取組**
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大への特許庁の対応**
- 3 経済のデジタル化・テレワーク化への積極的な対応の方向性**
ー利用者の利便性向上と審査の生産性・レジリエンス向上を目指してー

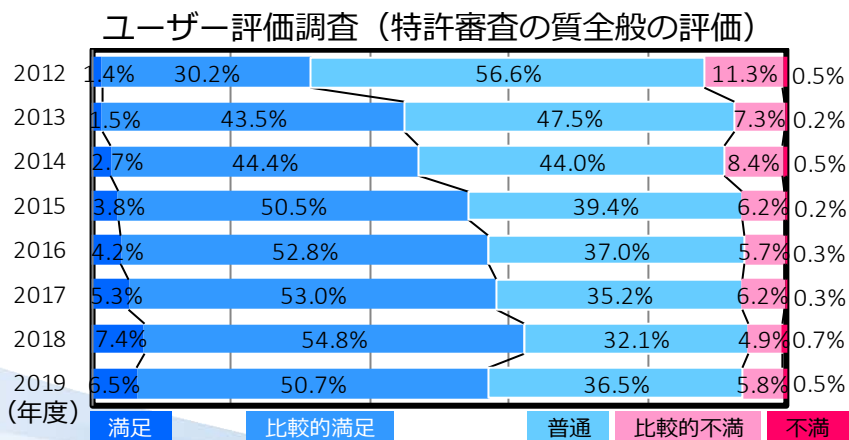
1. 世界最高水準の審査速度・品質の実現に向けた取組

1. (1) 世界最速・最高品質の特許審査の実現

- 特許審査は2013年度末に長年の迅速化目標であった「FA11*」を達成、爾来世界最速レベルの迅速性を維持
※審査請求から一次審査結果通知までの期間を11ヶ月以内とする審査迅速化目標
- 併せて審査の質の向上、AI,IoT等の新技術への迅速・的確な対応、国際的な連携強化による利便性向上に取り組んでいる

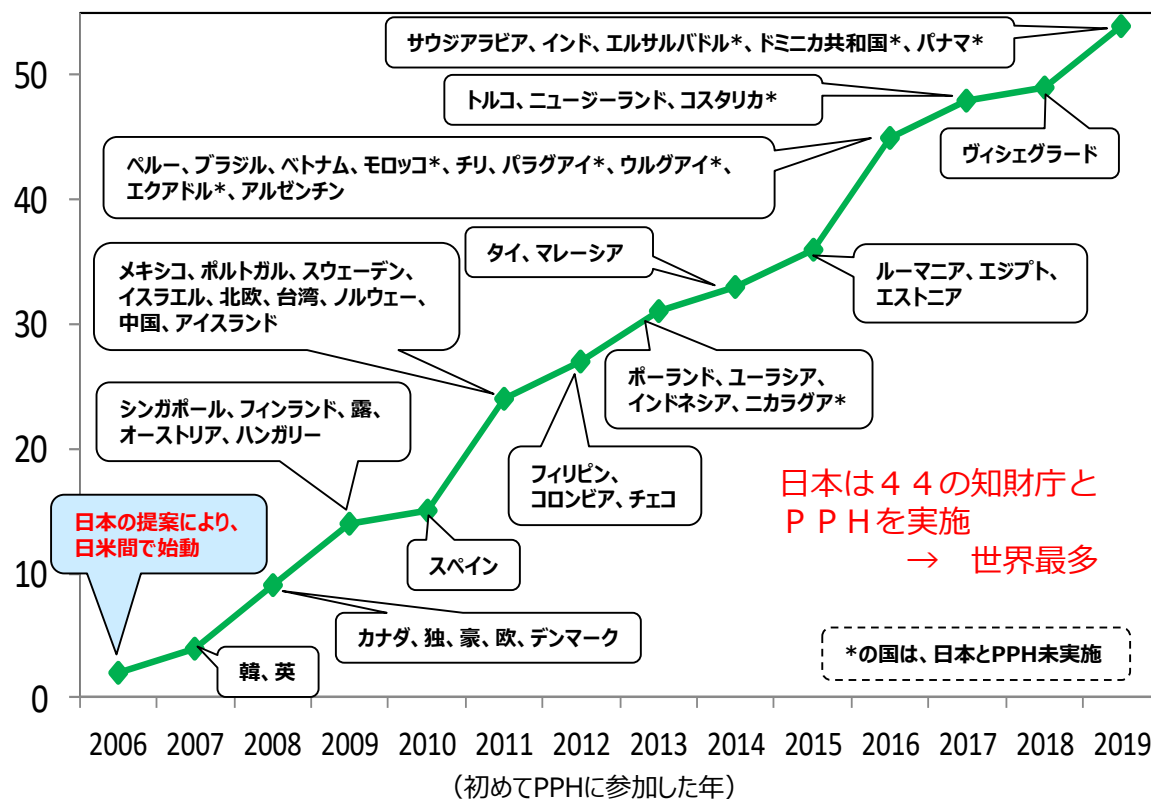
2018年	FA期間 一次審査通知までの期間	TP期間 権利化までの期間
日本	9.3か月	14.1か月
米国	15.6か月	23.8か月
欧州	4.4か月※	25.1か月
中国	15.4か月	22.5か月
韓国	10.3か月	15.8か月

※欧州のFA期間は、サーチレポート作成までの期間



特許庁

特許審査ハイウェイ(PPH)実施庁数（2020年1月1日現在）



・2019年12月、世界に先駆けてインドとのPPH申請受付開始

1. (2) 商標・意匠に係る多様なニーズへの対応

- 商標・意匠制度の見直し・適切な運用を通じ、多様化する企業等のブランド戦略、デザイン戦略を支援

- **商標**：音、色彩等の新たな商標の保護、地域団体商標制度の利用促進
- **意匠**：建築物の外観・内装のデザイン等を保護対象に追加、関連意匠制度の改善

商標

音、色彩等の新たな商標の保護(2015年～)

→ 1906件の出願、525件の登録 (2020/6/30時点)

店舗の外観・内装保護等を含む 立体商標見直し(2020年～)

→ 26件の出願 (2020/6/30時点)



地域団体商標制度の利用促進(2006年～)

→ 683件の登録 (2020/6/30時点)

「米沢牛」

山形おきたま農業協同組合
商標登録第5029824号



「氏家うどん」

栃木県 氏家商工会
商標登録第5817109号



「小豆島オリーブオイル」

香川県 NPO法人小豆島オリーブ協会
商標登録第5800807号



意匠

意匠法抜本改正(本年4月施行)による
保護の拡充

物品に記録・表示されていない画像

→ 239件の出願 (2020/6/30時点)

クラウド上に保存され、ネットワーク
を通じて提供される画像



道路に投影された画像



建築物の内装・外観デザイン

→ 内装98件、建築物133件の出願 (2020/6/30時点)

建築物の意匠の例



店舗の内装デザイン



関連意匠制度の拡充

長期に亘り、一貫したコンセプト
に基づき開発されたデザインを
保護可能とする。

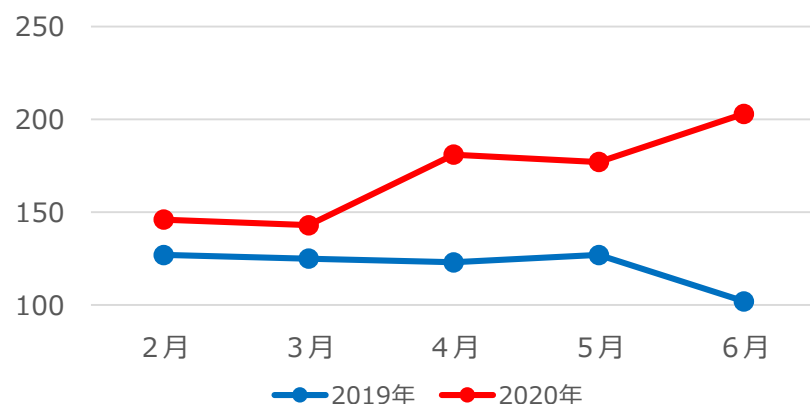


2. 新型コロナウイルス感染症拡大への特許庁の対応

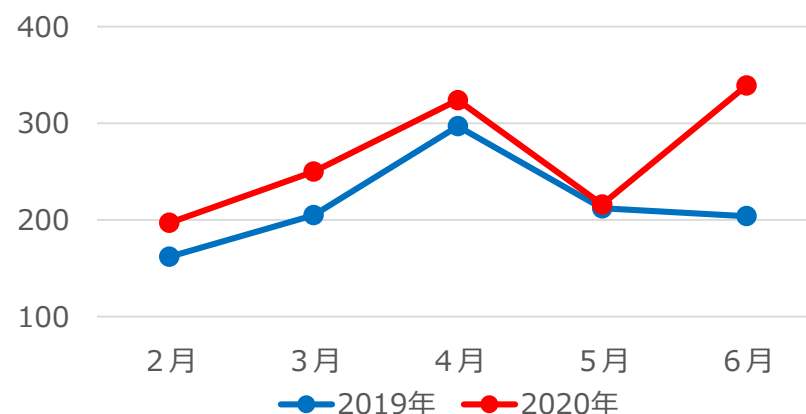
2. (1) 手続期限の延長等・電子出願手続の利用拡大

- 緊急事態宣言(4月7日)を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により所定の期限内に手続ができなくなった出願人等に対し、一定の範囲で当初期限徒過後も手続を認めるなど柔軟な対応を実施
- 従前より電子出願比率は高水準にあるが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、当庁より窓口での出願を避けて電子出願や郵送による出願を積極活用するよう要請
- 足下では、電子出願の一層の利用拡大の兆しも見られる

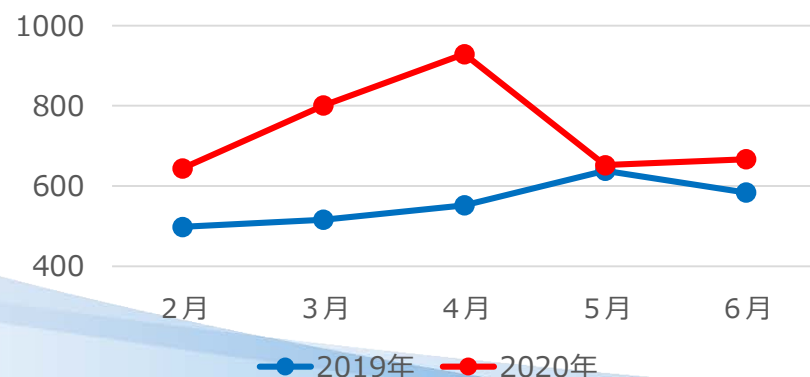
電子出願の新規申請人利用登録件数



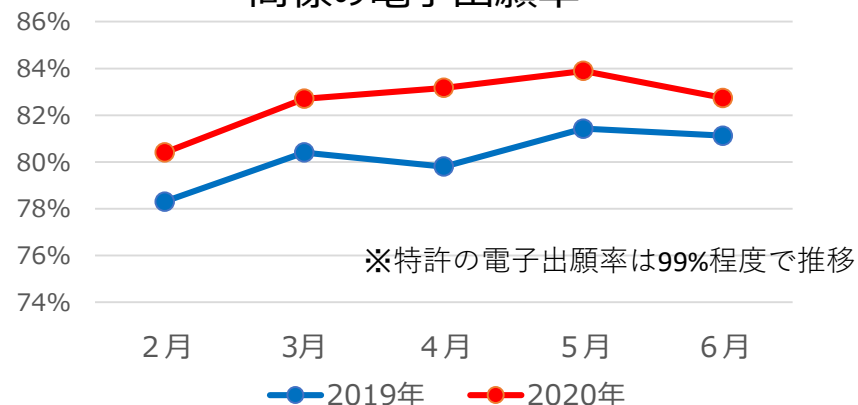
既存利用者の電子証明書追加発行数



電子出願ソフトの新規ダウンロード件数



商標の電子出願率



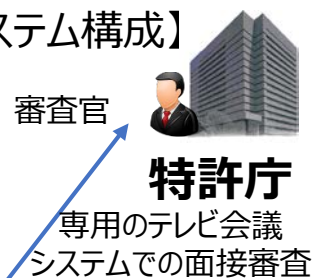
2. (2) 利用者のコミュニケーションニーズの変化への対応

- ・従来、出願人等の希望により、審査官との面接は**対面**で行われる場合が多かった(昨年の特許審査における対面の面接は年間約4,500件、テレビ面接は190件)
- ・緊急事態宣言期間中は、出願人からの面接要望に対し、審査官は特許庁テレビ会議システムを利用した**テレビ面接**を実施。テレビ面接のコミュニケーション手段としての有効性の認識が高まった
- ・今後のリモートアクセス・テレワーク化の一層の進展を見据え、出願人等の求めに応じ、時と場所を選ばず柔軟にテレビ面接を行いつつ審査業務が可能なシステムインフラを整備することにより、出願人等のコミュニケーションニーズへの的確な対応が可能となり、更には、審査官の生産性向上にも繋がるのではないか

【主要国知財庁のテレワーク環境】

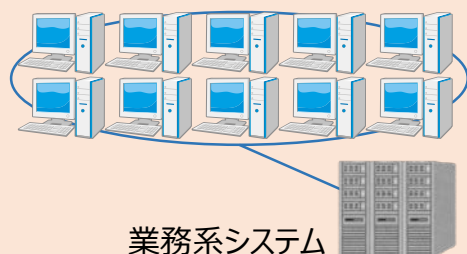
日本	米国	欧州	中国	韓国
・審査業務用システムには庁舎外からアクセス不可 ・平常時の審査業務のテレワーク実績は極めて例外的	・審査業務用システムに庁舎外からアクセス可能(VPN接続等) ・平常時から相当数の審査官がテレワークで業務を実施			

【特許庁のシステム構成】



業務系NW

業務系PC (ファットクライアント)



バックオフィス系システム

経産省
基盤システム

テレワーク支援システム
(内製・アジャイル開発)



VPN

インターネット

J-PlatPat
(公開データ蓄積)



公開情報に基づく審査
をテレワーク支援システム
を活用して実施

物理的に分離
(厳格なセキュリティ)

審査官

経産省PC (メール・ウェブブラウザ可)

3. 経済のデジタル化・テレワーク化への積極的な対応の方向性 —利用者の利便性向上と審査の生産性・レジリエンス向上を目指して—

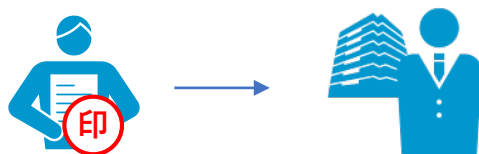
3. (1)目指すべき姿:利用者の利便性向上と生産性・レジリエンス向上

①申請手続等のデジタル化（紙・押印の原則廃止）による利用者の利便性向上

②リモートアクセス・テレワークシステムの整備による利用者のコミュニケーションニーズの変化への対応、審査業務の生産性・レジリエンス向上

現状

- ✓ 一部手続に原本（紙）、押印が残存



- ✓ セキュリティ確保のため審査業務用システムへのアクセスは庁内でのみ可能
- ✓ 出願人等とのテレビ会議は庁舎内専用システムで実施

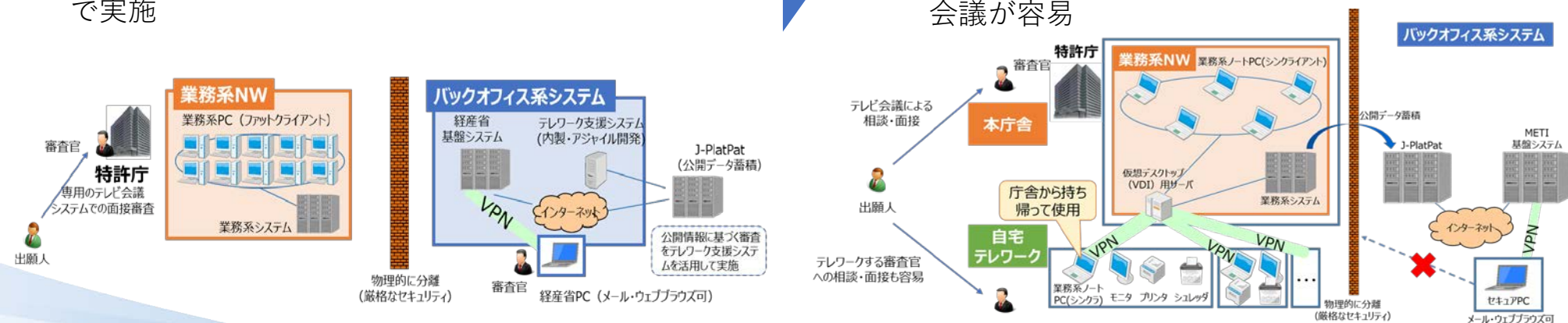


目指すべき姿

- ✓ 各種申請手続等がオンラインで完結

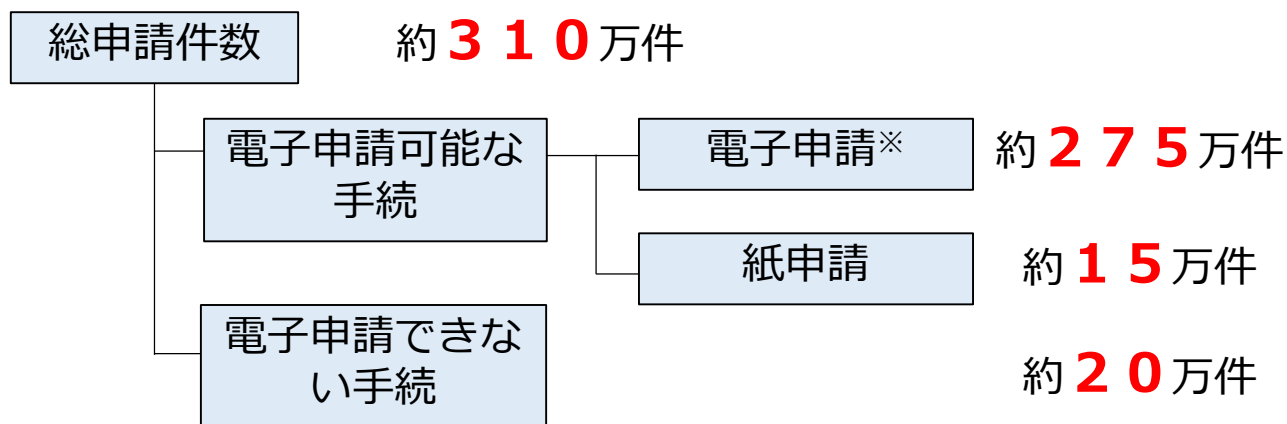


- ✓ 厳格なセキュリティを確保しつつ審査業務用システムへの外部からの接続を可能とする
- ✓ 審査官はいつでも・どこでも出願人等とテレビ会議が容易



3. (2) 利用者からの申請手続等のデジタル化

- 特許庁に対する出願等の申請手続は年間約310万件、うち約275万件は電子的に処理(年間1万件以上の手続は電子手続可能)
 - 他方、電子申請できない手続やできても添付書類として押印した書類や公的証明書原本等の紙の提出が必要な手続がなお500種類以上存在し、利用者側のデジタル化・テレワーク化の障害になりうる
- ⇒ 年度内に、各手続の見直しや必要なシステム対応を含め、申請手続等デジタル化推進計画を作成



※ 添付書類を紙で提出する必要があるものを含む

【電子申請できない手続の例】

○ 商標の国際登録出願(マドリッド・プロトコル)に関する手続
・国際登録出願
・欠陥通報に対する意見書・是正提案書等

○ 当事者系審判(請求人・被請求人間で争われる審判)に関する手続
・特許異議申立書
・特許無効審判請求書 等

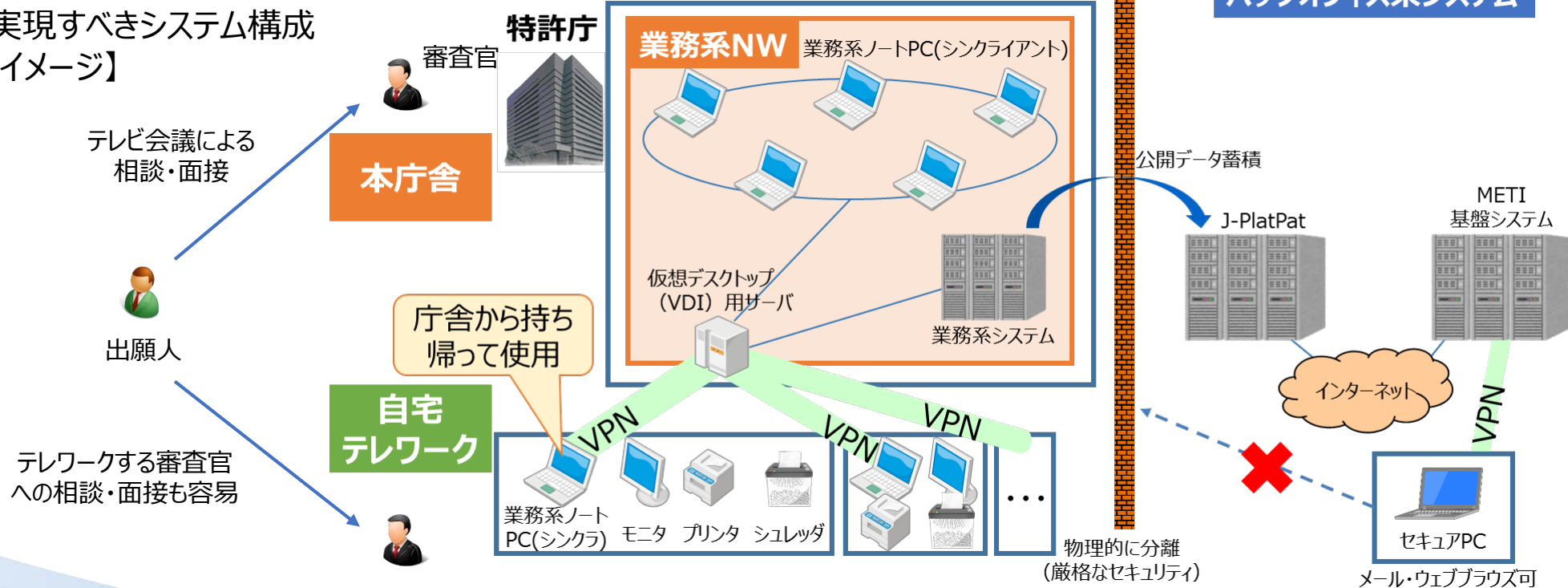
○ 押印が必要な証明書等を要する手続
・権利の移転等に関する手続(登録免許税納付が必要)
・新規性喪失の例外証明 等

年度内に、申請手続等デジタル化推進計画を策定し、段階的に実施

3. (3) 利用者のコミュニケーションニーズ変化への対応

- 今後のリモートアクセス・テレワーク化の一層の進展を見据え、出願人等のコミュニケーションニーズに的確に対応するため、時と場所を選ばず柔軟にテレビ面接しつつ審査業務が可能なシステムインフラを整備。併せて、生産性向上及び緊急時におけるレジリエンス向上も実現
- 具体的には、厳格なセキュリティ確保を前提に、自宅等からの審査業務用システムへアクセスを可能とするシステム整備等を進め、2026年度からの本格的な運用を目指す

【実現すべきシステム構成のイメージ】



3. (4) 経済のデジタル化・テレワーク化対応のロードマップ

申請手続等の
デジタル化
(システム対応
を含む)

2020年度中

推進計画
策定

段階的に実施

庁舎改修



2023年度
改修完了予定

2026年度目標

審査業務の
リモートアクセス
環境整備

リモートアクセス・テレワークの体制整備

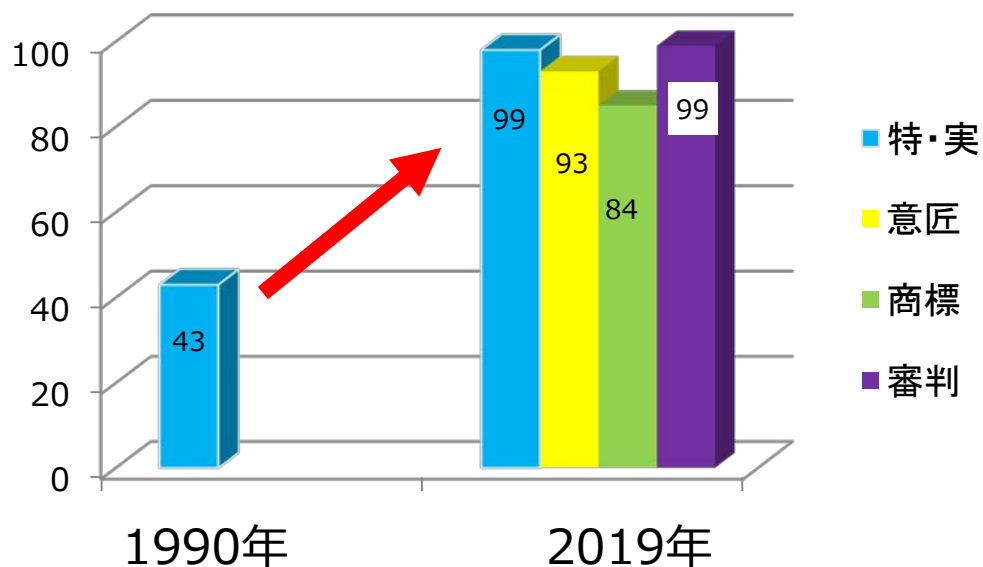
システム設計・開発

本格実施

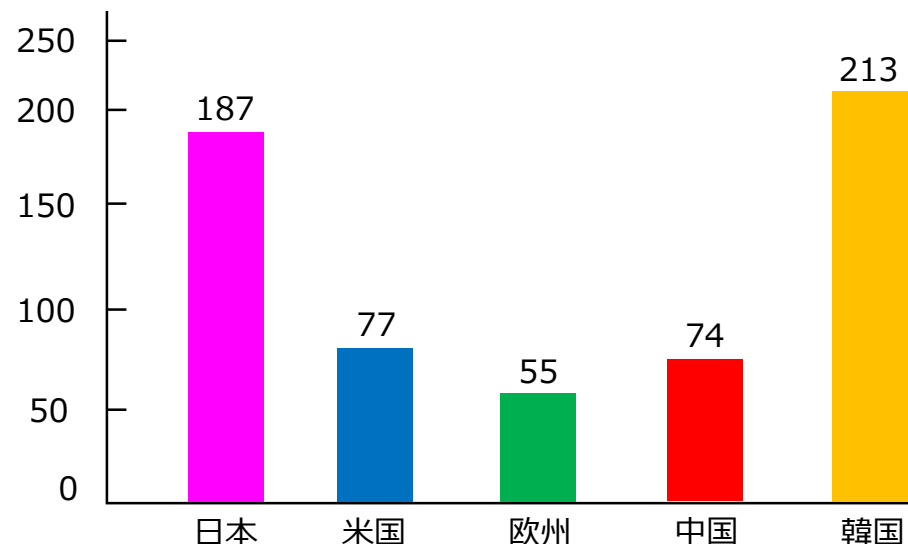
3. (5) 「ペーパーレス計画」と特許特別会計創設

- 特許庁は、業務処理における紙を廃止し全面的に電子化することを目指し、1984年「ペーパーレス計画」を策定。1990年には世界に先駆けて特許・実用新案の電子出願受付を開始
- ペーパーレス計画推進等のため、1984年に**特許特別会計**を創設。出願受付から審査、登録、審判、公報に至る業務全般を処理する大規模システムを構築し、世界最高水準の審査効率を実現

【電子出願率の推移】



【審査官 1 人あたりの一次処理件数】

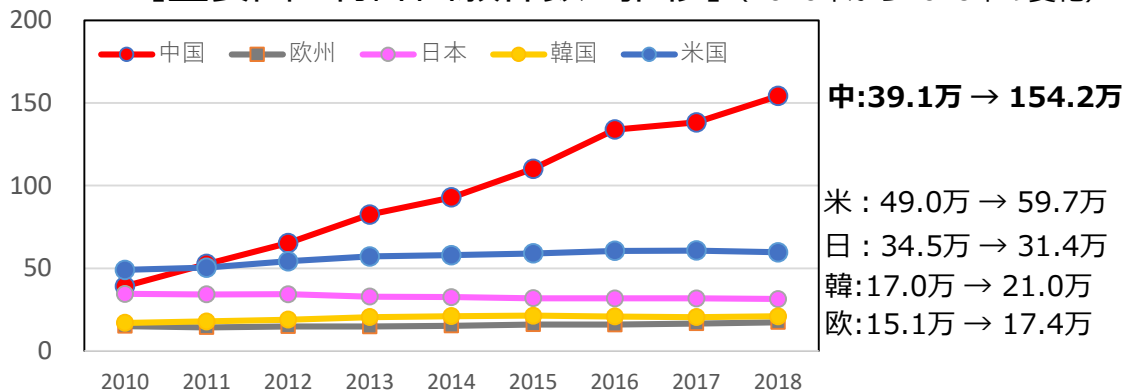


【出所】 "IP5 Statistics Report 2018"

3. (6) 審査業務用システム増強の必要性

- 近年、中国を始めとして世界の特許出願は大きく増加。これに伴い、特許出願の審査(発明の新規性・進歩性の判断)の際に検討すべき文献の数・種類(言語等)も急激に増大
- このような中、世界最高水準の審査速度・品質を維持するためには、審査業務用システムの増強(データ記憶容量の拡充、文献検索システムの処理速度の向上、機械翻訳システムの充実等)に継続的に取り組んでいく必要がある

(万件) 【主要国の特許出願件数の推移】 (2010年から2018年の変化)



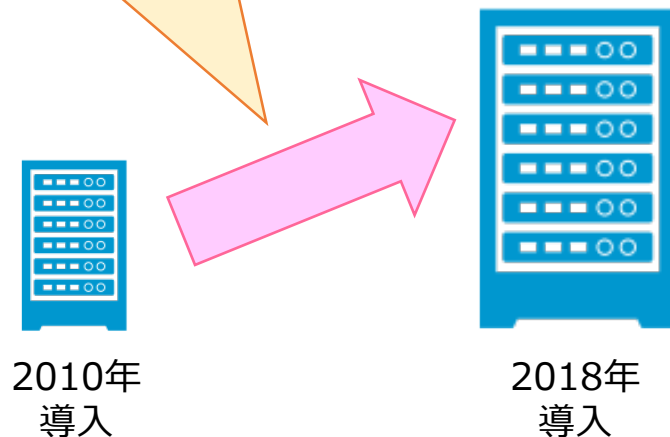
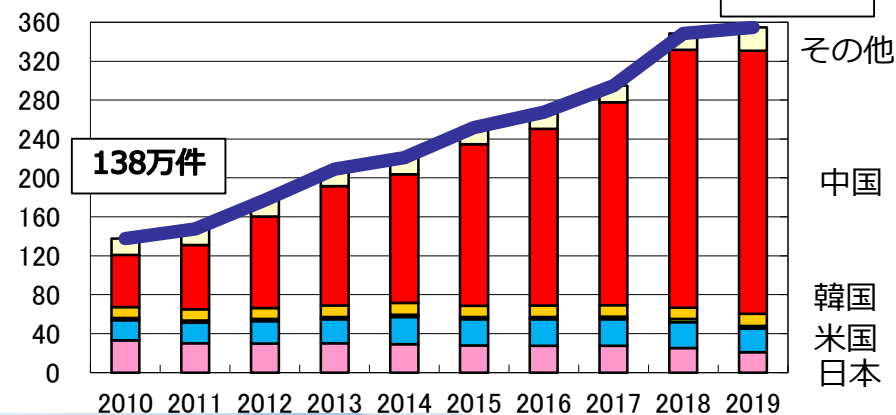
【審査業務用システムの増強】

(特許文献検索システムの例)

演算速度：約10倍

ディスク容量：約7倍

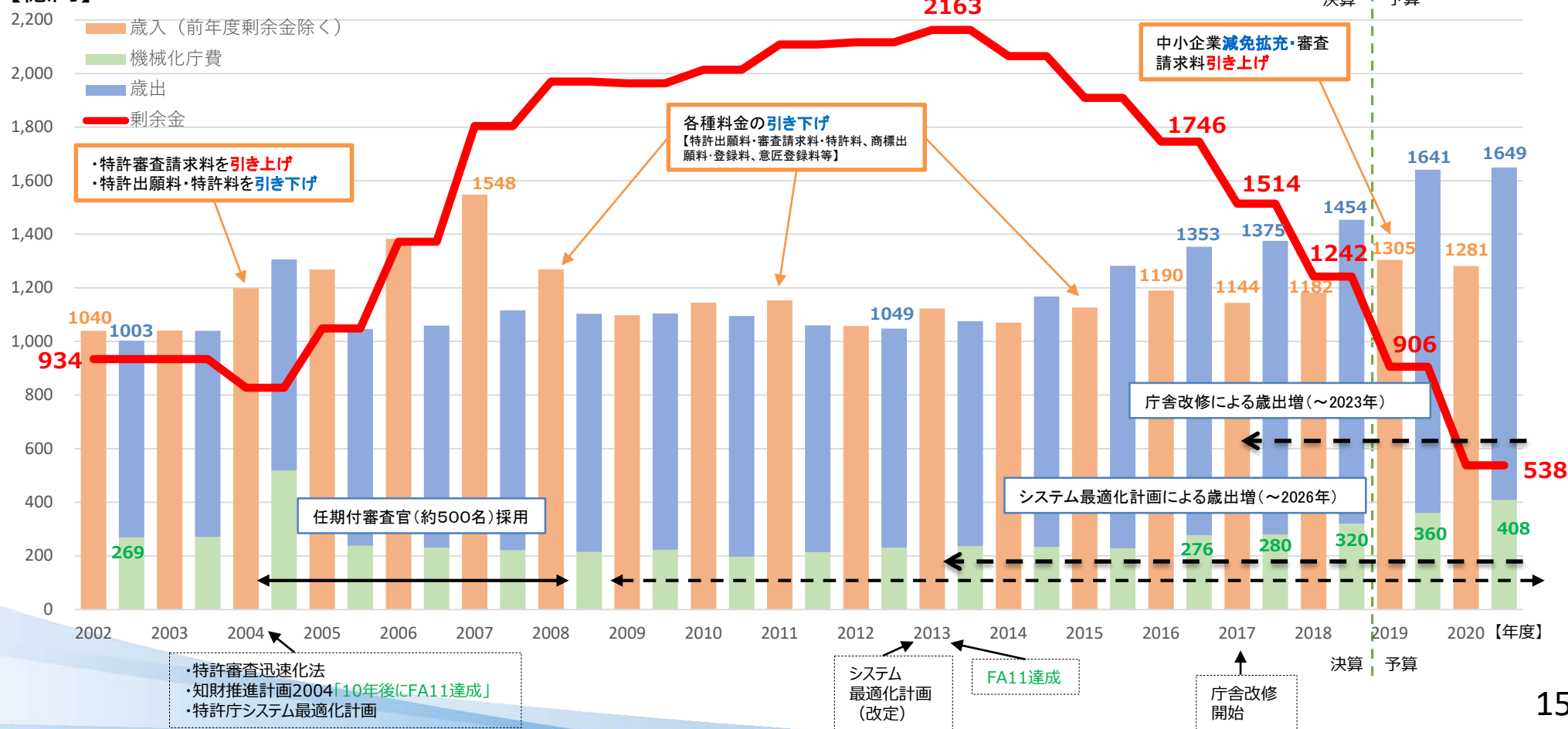
(万件) 【世界の特許文献数の推移】



3. (7) 特許特別会計の現状

- 特許特別会計は、2008年度以降の累次の料金引き下げ、システム刷新や庁舎改修(アスベスト対応)等による歳出増の結果、2014年度以降歳出超過が続き、剰余金残高が減少
- 今後、経済のデジタル化・テレワーク化への積極的な対応の必要性も踏まえ、**収支改善策を聖域無く検討**していく必要がある(抜本的な業務プロセス見直しと経費削減、料金体系の見直しを含む)

【億円】



特許庁

